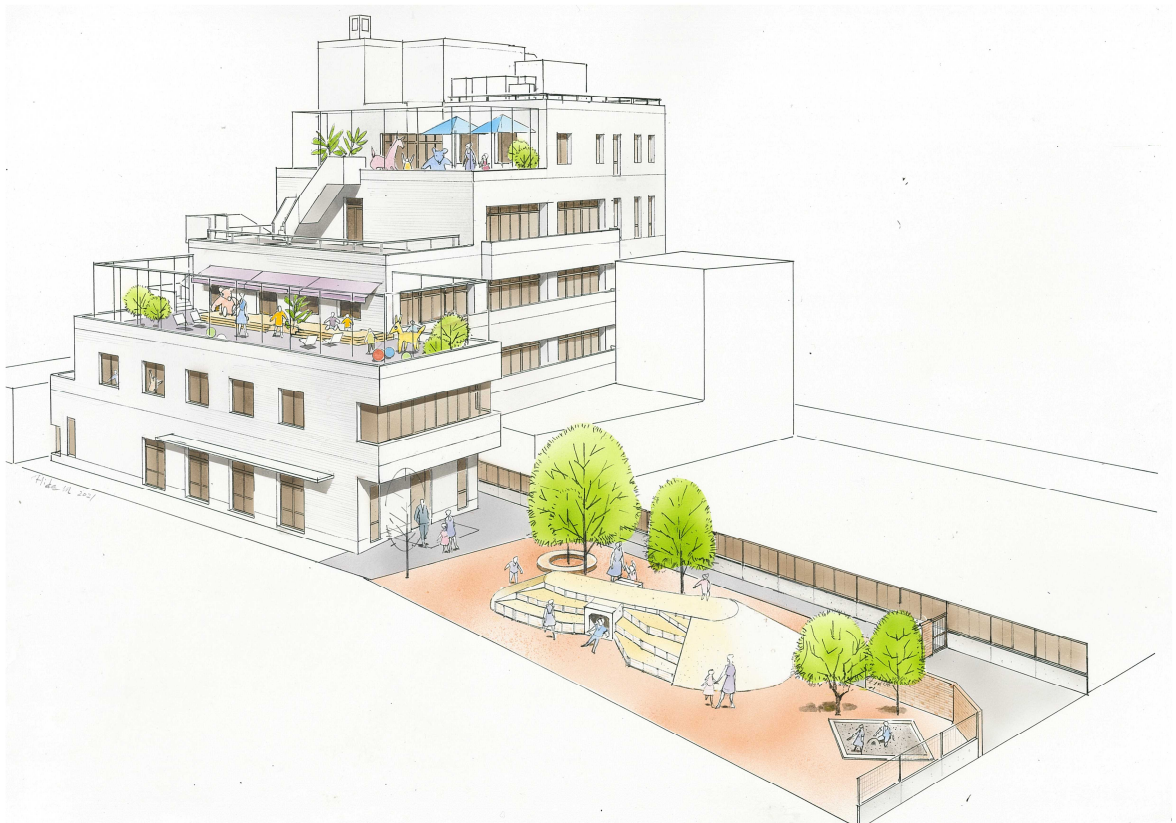


令和4年3月

すくすくかん 概要



※すくすくかんイメージ図

1 すくすくかん整備の経緯

横須賀市公立保育園再編実施計画に基づき、待機児童対策と財政の効率化の両立を図るべく、園舎の整備から長期間が経過している市立上町保育園（佐野町1-20）と市立鶴が丘保育園（鶴が丘2-3-1）を廃園とし、新築よりも経費の安い横須賀市職員厚生会館をリノベーションした市立中央こども園（幼保連携型認定こども園）に統合することとした。

また同じ建物内に、中央こども園、病児・病後児保育センター、一時預かり保育室、子育て支援センター（愛らんど）、ファミリー・サポート・センターを併設することで、園児及び保護者の子育てを総合的に支援可能な拠点施設すくすくかんとして整備することとした。

2 整備スケジュール

- (1) 令和元年度 基本設計
- (2) 令和2年度 実施設計
- (3) 令和3年度 改修工事
- (4) 令和4年度 開園

3 「すくすくかん」の由来

すくすくかんという愛称は、公募により決定しました。

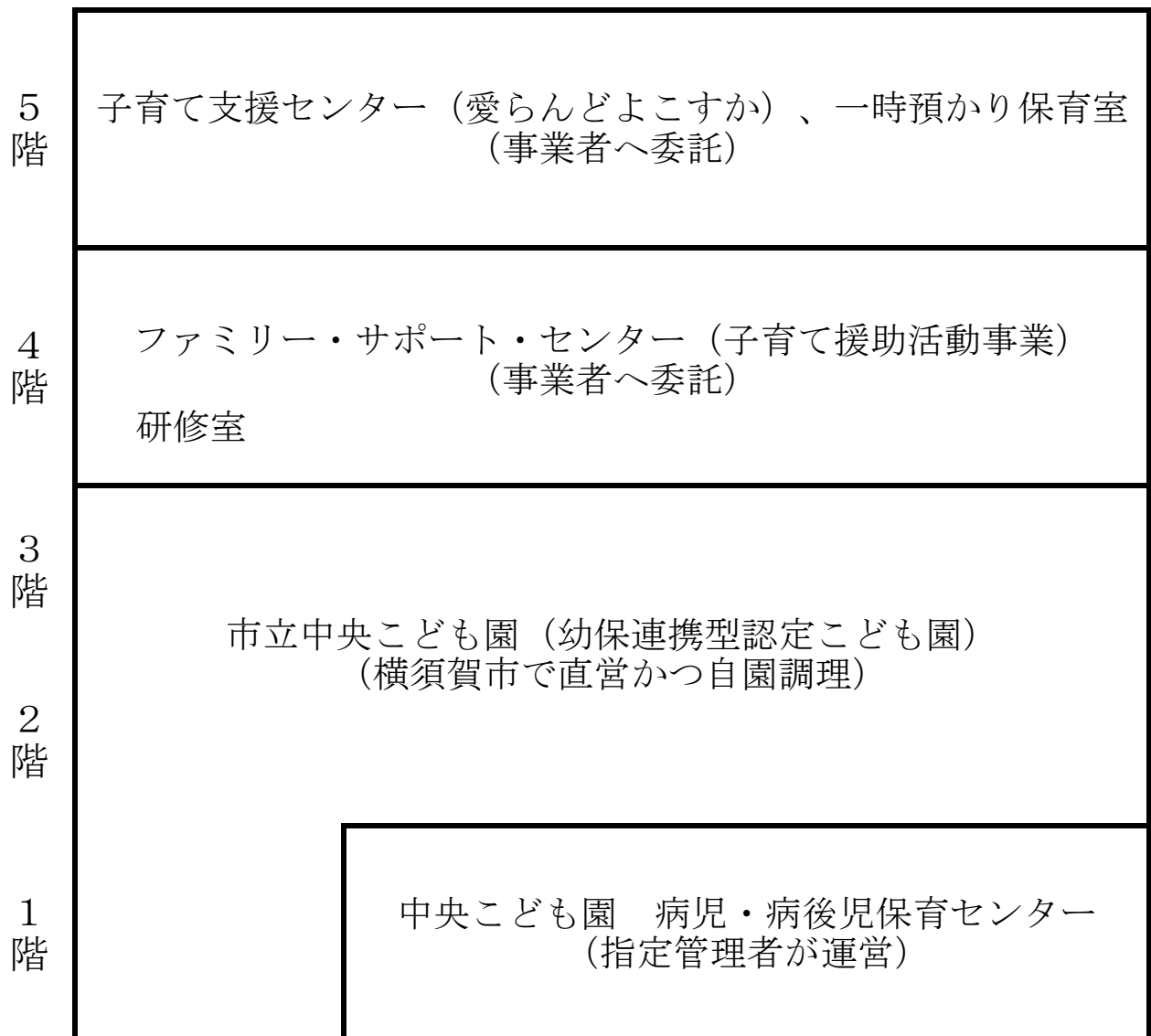
令和3年4月に公募したところ、全国から177件のご応募をいただき、厳正なる審査の結果、「子どもたちがすくすくと育つ施設となるように」という思いが込められた「すくすくかん」に決定しました。

4 整備概要等

NO	項 目		すくすくかん
1	概要		鉄筋6階建て
2	工事概要		リノベーション
3	延床面積		2,970.25 m ²
4	開園時期		R4年4月
5	内 訳	整備費用（見込み）	739,668,000 円
		基本設計費	10,120,000 円
		実施設計費	28,116,000 円
		工事管理費	10,560,000 円
		躯体工事費	669,661,000 円
		園庭工事費	21,211,000 円
6	㎡単価		約255,000 円/㎡

※ 整備費に防衛省からの補助金を活用させていただいております

すくすくかん 配置図



※1 水害対策を目的に、キュービクルを地下から6階部分に移設する。

※2 中央こども園から給食を中央こども園病児・病後児保育センター、一時預かり保育室へ提供する。（予定）

5 横須賀市立認定こども園、保育園の教育・保育課程等

事業の目的

◆就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく、子どもの心身ともに健やかな成長に必要な教育・保育及び明るく衛生的な環境の提供と保護者の子育て支援を実施することを目的とします

教育・保育理念

◆一人一人の子どもの最善の利益を考慮し、養護と教育の充実を図る

教育・保育方針

◆「生きる力の基礎を育む」遊びを教育・保育の中心とし、子どもの主体的な活動を通して、
豊かで健全な心と体の育成を目指す



横須賀市立認定こども園、保育園の目標

たくましく生きる力		
健康でたくましい子	豊かな心の子	よく遊び学ぶ子
「体」	「徳」	「知」
くじけず、あきらめ ずに最後までやりぬ く子ども	思いやりの心、感動 する心をもったやさ しい子ども	よく遊び、ねばり強 く取り組む子ども

(1) 運営方式

公設公営

(2) 休園日

日・祝・年末年始

(3) 登園日

1号 : 月曜日から金曜日

2・3号 : 月曜日から土曜日

(4) 1号認定の休業日

ア 土曜日

イ 学年始休業日 4月1日から4月2日まで

ウ 夏季休業日 7月20日から9月2日まで

エ 冬季休業日 12月24日から翌年1月8日まで

オ 学年末休業日 3月24日から3月31日まで

(5) 学期

ア 第1学期 : 4月1日から5月31日

イ 第2学期 : 6月1日から8月31日

ウ 第3学期 : 9月1日から12月31日

エ 第4学期 : 翌年の1月1日から3月31日

(6) 定員 (規則)

	1号認定	2, 3号認定	合 計
0歳児 (1クラス)		6名	6名
1歳児 (1クラス)		22名	22名
2歳児 (1クラス)		22名	22名
3歳児 (1クラス)	3名	30名	33名
4歳児 (1クラス)	3名	30名	33名
5歳児 (1クラス)	3名	31名	34名
合 計	9名	141名	150名

(7) 保育時間等

1号認定（教育標準時間認定）	2,3号認定（保育認定）
◆登園日 平日 ◆休園日 土曜日、日曜日、祝日、長期休業期間（学年始/夏季/冬季/学年末） ◆保育時間 9時～14時 ◆預かり保育（在園児のみ） 7時～9時及び14時～19時（通常登園日及び長期休業期間中の登園日） 7時30分～16時（土曜日及び長期休業期間中の土曜日）	◆登園日 平日、土曜日 ◆休園日 日曜日、祝日、12月29日～1月3日 ◆保育時間 7時～18時（保育標準時間認定） 8時～16時（保育短時間認定） ◆延長保育（在園児のみ） 保育標準時間認定 18時～19時（平日） 保育短時間認定 7時～8時及び16時～19時（平日） 7時30分～8時（土）

※開所時間 平日：7時～19時、土曜日7時30分～16時

(8) 保育料等

	1号認定	2・3号認定
保育料	0円／月	2号認定 標準：0円／月 短時間：0円／月 3号認定 標準：0円～61,500円／月 短時間：0円～60,500円／月
昼食・間食料金	1,500円～4,400円／月	1,500円～6,000円／月 ※3号認定は保育料に含まれる。
延長保育料		200円／30分 ※上限金額：10,000円
預かり保育料等	200円／30分 給食費：220円 間食費：80円	
その他	預かり保育料をA・B階層は減免 ⇒0円	保育料、昼食・間食料金、延長保育料の考え方は、公立保育園と同様。 延長保育料をA・B階層は減免⇒0円

（９）延長保育料

定められた保育時間を超えて施設を利用する場合は、通常の保育料のほかに別途延長保育料がかかります。保育標準時間認定の場合は午前 7 時 00 分から午後 6 時 00 分、保育短時間認定の場合は午前 8 時 00 分から午後 4 時 00 分を超えて利用した場合に延長保育となります。なお、料金は 30 分 200 円、一月の上限金額は 10,000 円となります。これは公立保育園と同様です。

<月曜日～金曜日>

	7:00	8:00	9:00	14:00	16:00	18:00	19:00
教育標準時間 (1号)	一時預かり保育 (有料)		基本教育時間 (約 4 時間/日)	一時預かり保育 (有料)			
保育標準時間 (2号・3号)	基本保育時間 (最長 11 時間/日)						延長保育 (有料)
保育短時間 (2号・3号)	延長保育 (有料)	基本保育時間 (最長 8 時間/日)			延長保育 (有料)		

<土曜日>

7 : 30		8 : 00		16 : 00		19 : 00	
教育標準時間 (1 号)		一時預かり保育 (有料)				閉園	
保育標準時間 (2 号 ・ 3 号)		基本保育時間 (最長 8 時間 30 分／日)					
保育短時間 (2 号 ・ 3 号)		延長保育 (有料)		基本保育時間 (最長 8 時間／日)			

※延長保育については、第 1 階層、第 2 階層の児童は無料となります。

(10) 給食調理

ア 運営方式

調理については、公立直営により運営します。保育課在籍の栄養士が献立等について管理し、食育の観点も踏まえた食事提供をします。

イ 昼食（主食＋副食）

- ① 1号、2号については有料で提供します。
- ② 3号については保育料に含まれます。

ウ 提供内容

- ① 1号には、昼食を提供します。
- ② 1号で一時預かり保育を利用する場合には、昼食及びおやつを提供します。

エ 料金

- ① 1号認定 1, 500円～4, 400円／月
- ② 2号認定 1, 500円～6, 000円／月

(11) 中央こども園が実施する子育て支援事業等

ア 開放保育

地域の子ども及びその保護者が相互に交流を行う場所を開放する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題について、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及びその助言その他必要な援助を行います。

イ 子育て相談

地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者に対し、当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人の情報の提供及び助言を行い、また当該団体等との連絡及び調整を行います。

ウ 情報提供

地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業。

こども園デイリープログラム（幼児）

	〈認定区分〉	2号認定	1号認定
時間	〈年齢〉	3・4・5歳児	
7:00	おはようタイム	順次登園 一日の生活リズムを徐々に 整えて過ごします	
9:00	わくわくタイム	一人一人の成長に合わせた教育保育をおこないます 散歩・戸外あそび・制作・表現・音楽等、やりたいことを見つ けてあそぶ中で経験やかかわりを広げていきます	1号認定登園
11:30	ランチタイム	昼食	
13:00	わくわくタイム	明日への意欲をつなげる活動をしします	
14:00			1号認定降園
15:00	おやつタイム		預かり保育
16:00	なかよしタイム		
18:00	ゆうやけタイム	順次降園 異年齢児がゆったりと一緒に過ごします (延長保育)	
19:00		全児降園	

※1号認定の教育時間は9時00分～14時00分です

こども園デイリープログラム（乳児）

	〈認定区分〉	3 号 認 定
時間	〈年齢〉	0・1・2歳児
7:00	おはようタイム	順次登園 一日の生活リズムを徐々に整えて過ごします 
9:00	わくわくタイム	安心できる環境の下で、一人一人の発達に応じた保育をおこないます 散歩・戸外あそび・室内あそび等、やりたいことを見つけてあそぶ中で経験や関わりを広げていきます。
11:00	ランチタイム	昼 食 
13:00	ゆったりタイム	一人一人の生活リズム・体調により、体を休めたり、あそんだり等それぞれの時間を過ごします 
15:00	おやつタイム	
16:00	なかよしタイム	家庭的な雰囲気の中で、楽しく過ごします 順次降園 
18:00	ゆうやけタイム	異年齢児がゆったりと一緒に過ごします （延長保育）
19:00		全児降園

6 中央こども園病児・病後児保育センター

(1) 概要

児童福祉法第6条の3第13項の規定に基づき、風邪など入院するほど重篤ではないものの、保育園や小学校などを休まなければならない子どもを保育する事業です。

(2) 開所日時

ア 月曜日から金曜日の7時30分から18時30分まで

イ 土曜日の7時30分から14時30分まで

(3) 閉所日

日曜日・国民の祝日に関する法律に定める休日・12月29日から翌年の1月3日まで

(4) 対象者

生後3か月から小学校6年生までの児童で、次のすべての要件を満たす者

ア 病児（当面症状の急変は見られないが、病気回復期に至っていないため通園・通学が困難な児童）または病後児（病気回復期にあるため医療機関による治療の必要はないが通園・通学が困難な児童）

イ 保護者の都合により、家庭において一時的に保育ができない児童

ウ 医師が診察を行い、病児・病後児保育施設の利用を認めている児童

(5) 定員

児童の体調に応じて、最大5人まで

(6) 利用日数

同一の利用者による1回の予約は連続4日（休館日を含む）まで

感染症等特別な事情があると認めるときは連続7日（休館日を含む）まで

(7) 利用料金

1日2,000円（市外在住者は1日5,000円）

7 一時預かり保育室について

(1) 概要

児童福祉法第6条の3第7項の規定に基づき、保護者の断続的、非定型就労や病気などの緊急時、冠婚葬祭、リフレッシュ等の場合に一時的に児童を保育する事業です。市立上町保育園（横須賀市佐野町1-20）が実施している一時預かり事業を移転し、中央こども園に併設することとします。

(2) 一時預かり事業を活用した待機児童対策

一時預かり事業の定員余裕分を活用し、待機児童が認可保育施設に入園できるまでの間、認可保育施設と同程度の保育料での保育を提供します。

(3) 開所日時

ア 月曜日から土曜日の8時30分から17時30分まで

イ 日曜日・国民の祝日に関する法律に定める休日の8時30分から17時30分まで

(4) 閉所日

12月29日から翌年の1月3日まで

(5) 対象者

次のすべての要件を満たす者。

ア 横須賀市内に在住、在勤又は在学している保護者が養育する児童。

イ 疾病その他の事由により、家庭において保育ができない保護者が養育する生後3か月から就学前の児童。

(6) 定員

1日につき10人。

(7) 昼食及び間食の提供

ア 昼食をおおむね12時に提供する。（希望制）

イ 間食をおおむね15時に提供する。（希望制）

(8) 利用料金

ア 一時預かりの利用料

① 3歳未満 30分につき 250円

② 3歳以上 30分につき 175円

イ 昼食

1回 220円

ウ 間食

1回 80円

8 子育て支援センター（愛らんどよこすか）について

（１）概要

児童福祉法第6条の3第6項の地域子育て支援拠点事業の規定に基づき、くつろぎながら子育ての情報交換、子育てアドバイザーによる育児相談等ができる施設です。愛らんどよこすか（横須賀市日の出町1－6フォレースよこすか）を移転し、中央こども園に併設することとします。

（２）開所日時

- ア 月曜日から日曜日、祝日の9時から16時まで
- イ 電話相談は9時から17時まで実施

（３）閉所日

12月29日から翌年の1月3日まで

（４）対象者

未就園児及び保護者（一時的に子どもを預かっている保護者以外の者も利用可能とする）、妊産婦とその家族。

（５）提供するサービス

ア 地域子育て支援拠点の運営

親子が気軽に、かつ自由に利用でき、交流を深めることができる場（フリースペースとする）を提供するとともに、来所した親子を見守り、交流が促進する関わりを行う。

イ わいわい広場の実施

- ①愛らんどよこすかの利用が困難な地区の親子に対し、愛らんどよこすかの利用を補うため、各地区の公共施設に出張し、わいわいひろば（親子での遊びや交流の場）を開催する。
- ②居宅に引きこもりがちな親子の交流の場の提供を目的とし、身近な地域で開催する。

ウ 子育て等に関する相談・援助の実施

- ①子育てに不安や悩みを抱える市民への相談に応じ、必要な助言、情報提供、及び関係機関の紹介を行う。
- ②電話、FAX、メールによる相談。

エ 地域の子育て関連情報の提供

地域の子育てや育児に関する最新情報を収集し、情報紙を作成し、交流スペースで配架する。

オ 子育てに関する講座の実施

- ①子育てをするお父さんを対象に子育てに関する講座を企画及び実施する。
- ②親支援プログラム（NPプログラム※）を開催する。

※NPプログラム

子育て中の親のための参加者中心型プログラム。互いの体験や不安を話しあうことによって、子育てのスキルを高めていくことを目的とする。ファシリテーターがプログラムを進行し、また、講座終了後も参加者同士が子育て仲間としてつながっていくよう支援する。

(6) 利用料金

利用料金は無料

9 ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）について

（１）概要

児童福祉法第6条の3第14項の規定に基づき、次に掲げる援助等のいずれか又は全てを受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との連絡及び調整並びに援助希望者への講習の実施その他の必要な支援を行う施設です。

現在設置されている場所（横須賀市日の出町1－6フォレースよこすか）から移転し、中央こども園に併設することとします。

ア 児童を一時的に預かり、必要な保護(宿泊を伴って行うものを含む。)を行うこと。

イ 児童が円滑に外出することができるよう、その移動を支援すること。

（２）開所日時

月曜日から金曜日の9時から17時まで

（３）閉所日

ア 土曜日

イ 日曜日

ウ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

エ 12月29日から翌年の1月3日まで

（４）対象者

ア 援助を提供する者

次のすべての要件を満たす者。

① 横須賀市内に在住している者。

② 子育て支援に熱意と理解があり、安全に児童を預かることができる者。

③ 横須賀市が実施する、おまかせ会員養成研修を修了した者。

イ 援助を受けられる者

次のすべての要件を満たす者。

① 横須賀市内に在住、在勤又は在学している者。

② 生後3か月から小学校6年生までの児童を養育する者。

（５）提供するサービス

ア 会員の募集、受付、登録。

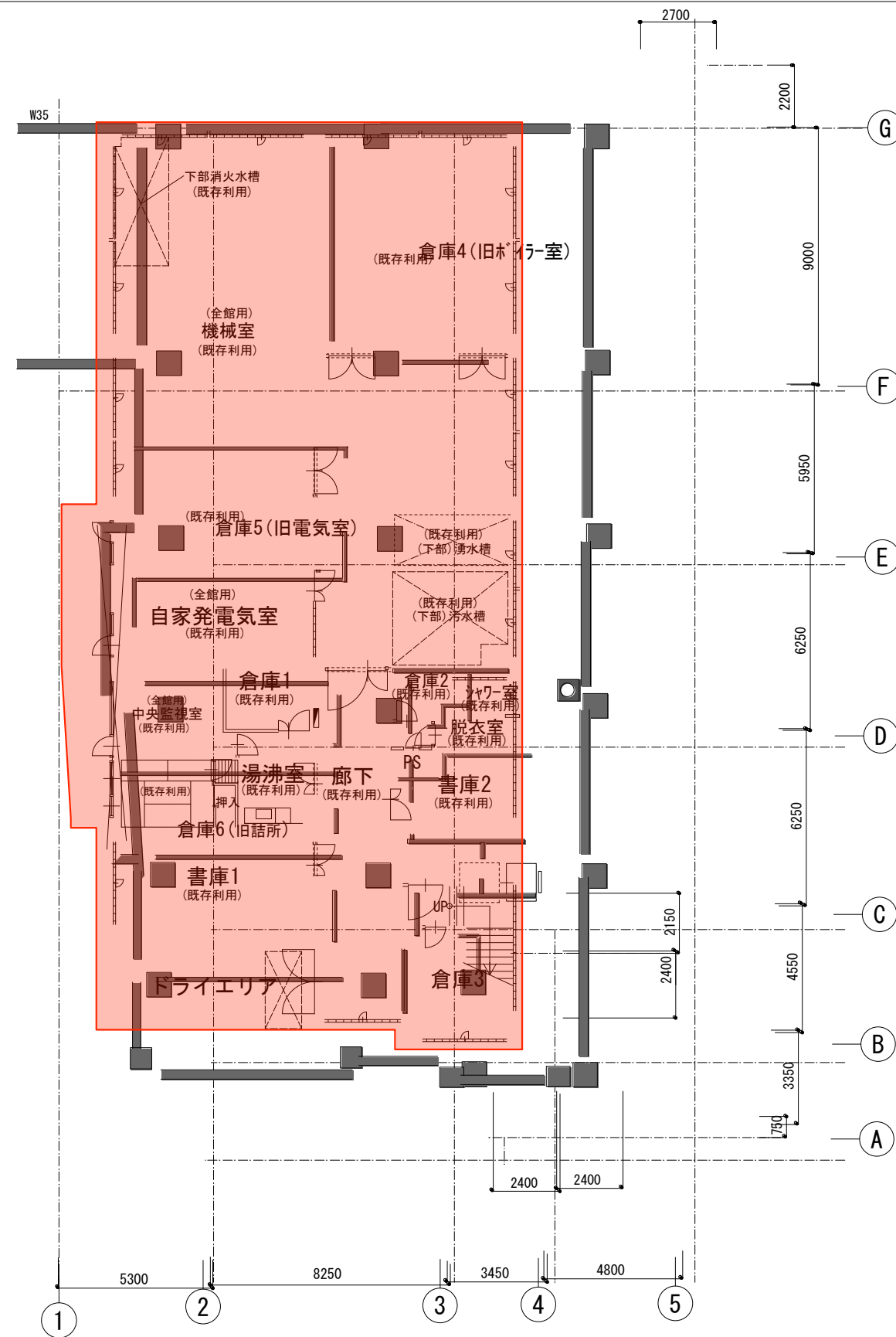
イ 会員の相互援助活動の受付及び調整。

ウ 会員への指導及び会員間交流。

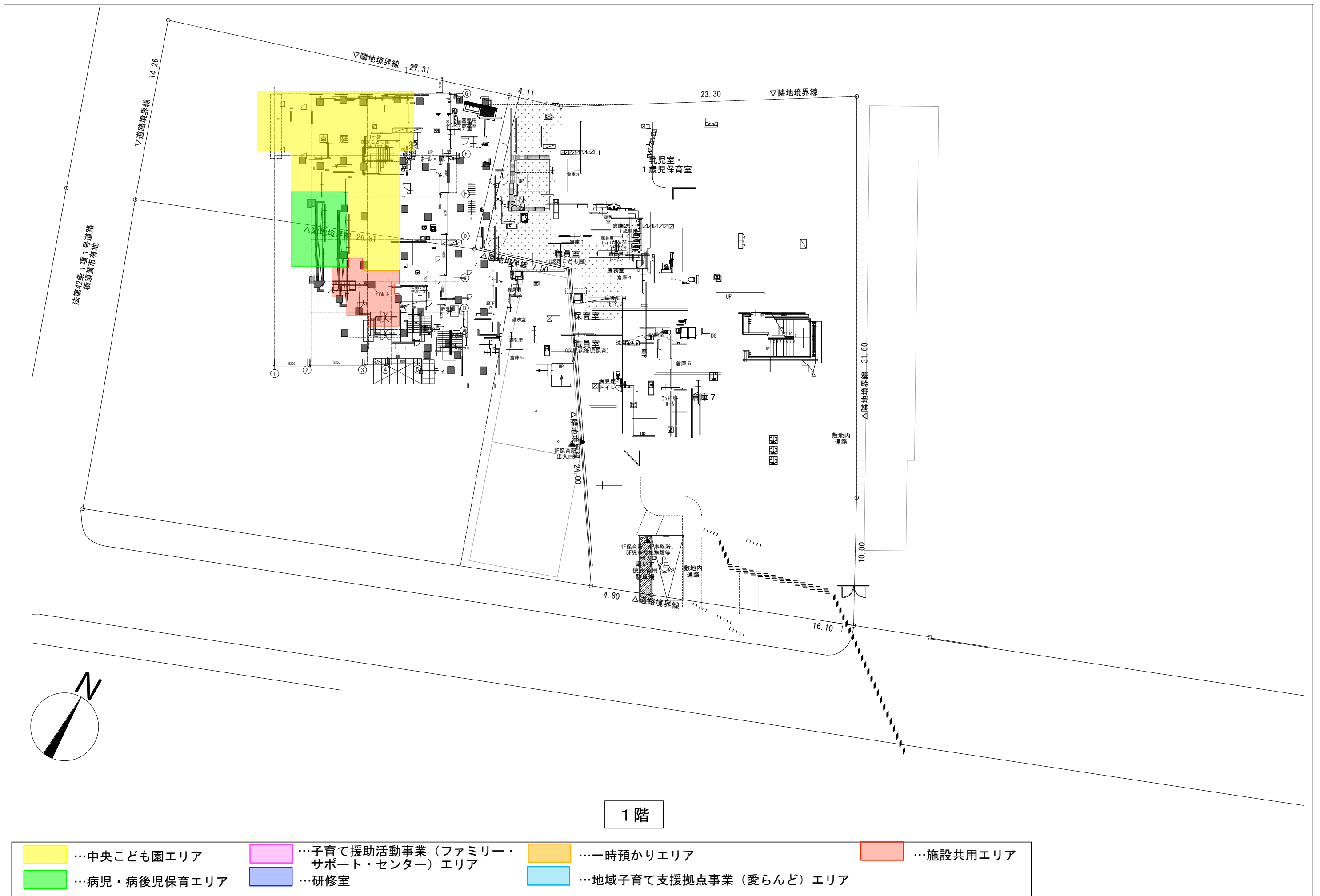
（６）利用料金

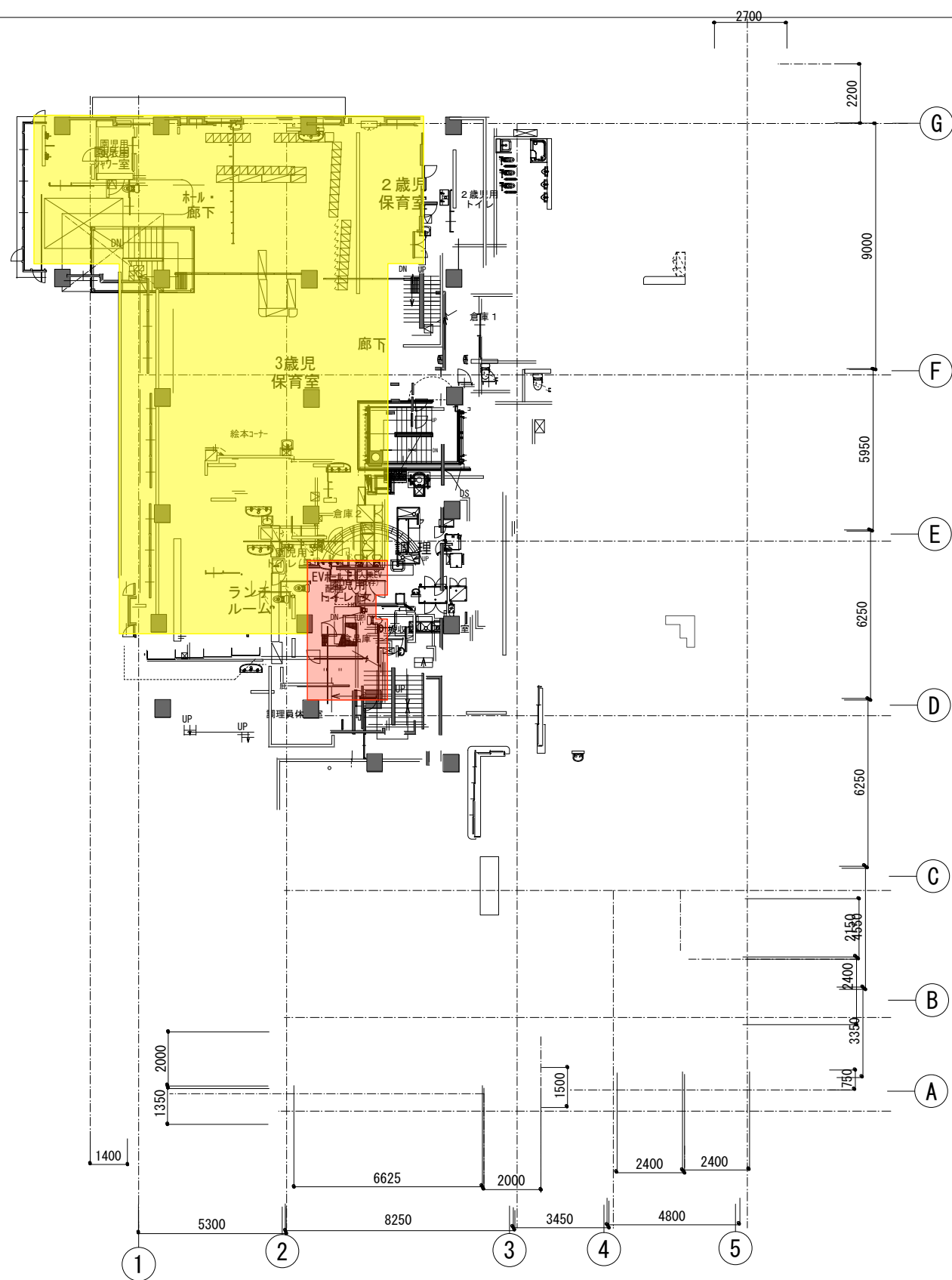
ア 月曜日から金曜の7時から19時まで⇒1時間につき700円

イ 土曜日、日曜日、祝日、上記時間帯以外の時間⇒1時間につき900円

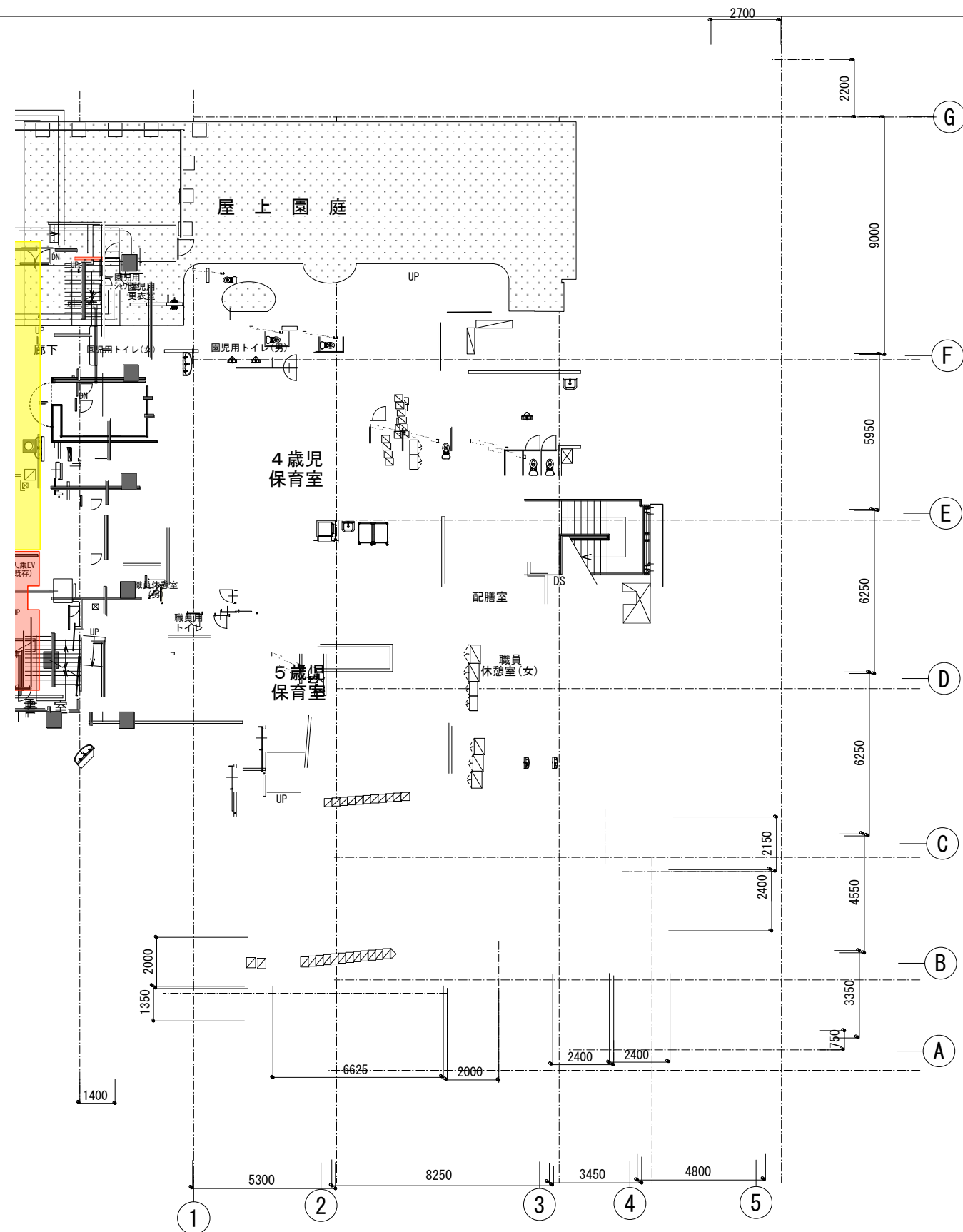


…中央こども園エリア	…子育て援助活動事業（ファミリー・サポート・センター）エリア	…一時預かりエリア	…施設共用エリア
…病児・病後児保育エリア	…研修室	…地域子育て支援拠点事業（愛らんど）エリア	



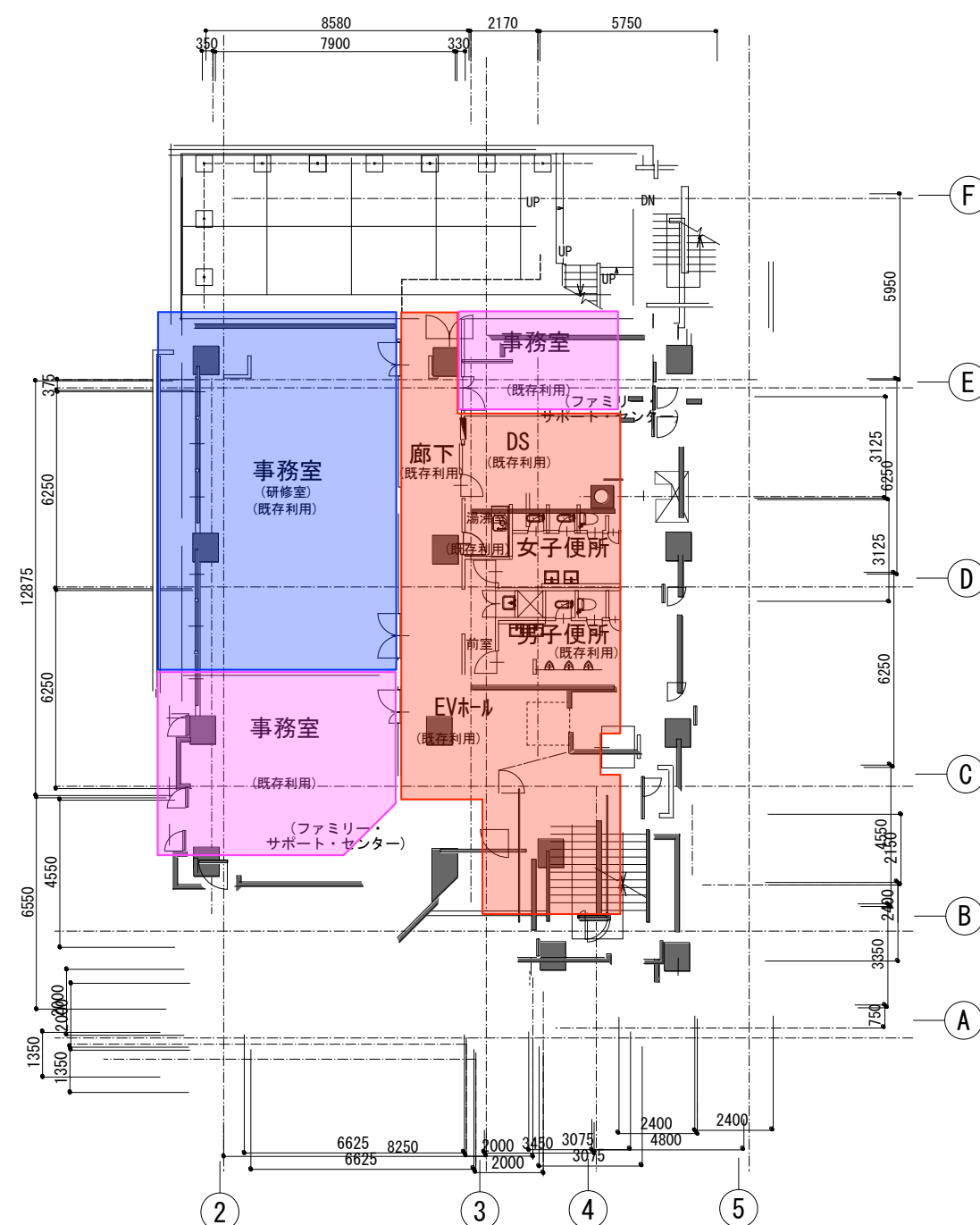


2階

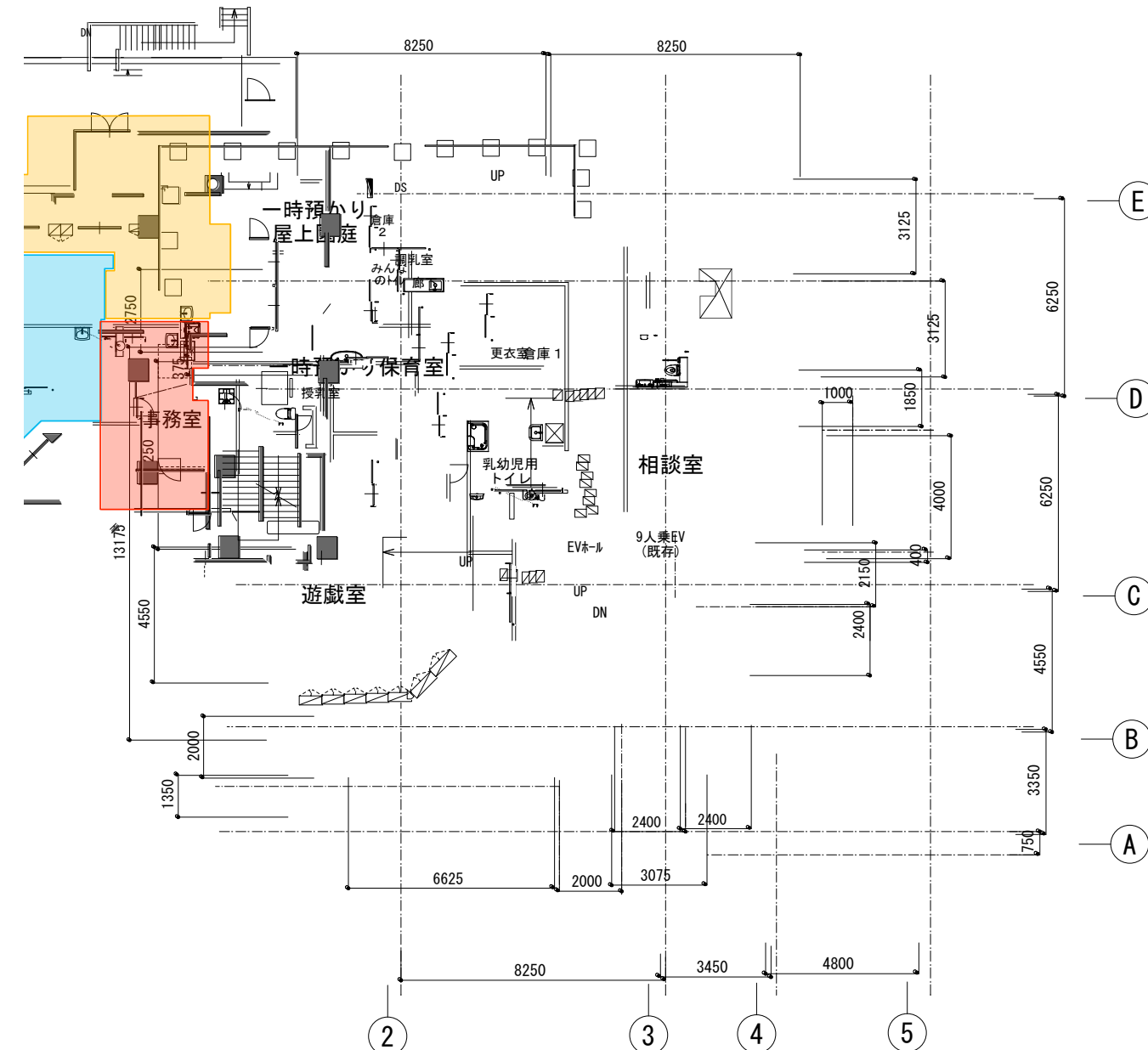


3階

- | | | | |
|--|---|---|--|
| …中央こども園エリア | …子育て援助活動事業（ファミリー・サポート・センター）エリア | …一時預かりエリア | …施設共用エリア |
| …病児・病後児保育エリア | …研修室 | …地域子育て支援拠点事業（愛らんど）エリア | |



4 階



5 階

- | | | | |
|--|---|---|--|
| …中央こども園エリア | …子育て援助活動事業（ファミリー・サポート・センター）エリア | …一時預かりエリア | …施設共用エリア |
| …病児・病後児保育エリア | …研修室 | …地域子育て支援拠点事業（愛らんど）エリア | |